

平成 28 年 2 月 2 日

各 位

大阪市浪速区立葉一丁目 2 番 12 号
株式会社鳥貴族
T E L 06-6562-5333

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の鳥貴族カムレードチェーン加盟店舗（加盟会社 トラオム株式会社）である「鳥貴族 東戸塚店」（横浜市戸塚区）におきまして、カンピロバクターによる食中毒事故が発生いたしました。同店舗は、本日 2 月 2 日付で所轄である横浜市保健所より行政処分を受けることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容

「鳥貴族 東戸塚店」において、平成 28 年 1 月 19 日にご来店されたお客様に体調不良の症状があり、横浜市保健所の調査の結果、2 名のお客様からカンピロバクターが検出されたため、下記の行政処分となりました。また現時点において、発症された 2 名のお客様は快方に向っております。

2. 行政処分の内容

上記内容を受け、同保健所より同店舗に対して、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を禁止することを命じられました。

処分店舗：鳥貴族 東戸塚店
処分理由：食品衛生法第 6 条違反
処分内容：平成 28 年 2 月 2 日から営業禁止

当社では、日頃より直営店舗及び T C C 加盟会社が運営する店舗に対して衛生管理と従業員教育を徹底してまいりましたが、この度この様な食中毒事故を発生させたことにつきまして、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今後、食の安心・安全の確保に向けて全店一丸となって万全の態勢を再構築し、再発防止に努めてまいります。皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

以 上